

「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画の公表について

アルプス中央信用金庫では、少子化対策として施行された次世代育成支援対策推進法に基づき、「一般事業主行動計画」を策定いたしました。今後、行動計画の公表が義務化されましたので、長野労働局へ届け出ている「アルプス中央信用金庫行動計画」を公表いたします。

アルプス中央信用金庫行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

2. 内 容

目 標 1

女性活躍推進向上のため、女性職員の役席登用及び研修参加を推進する。

〈対策〉

- ・ 人事異動時において人事考課等を考慮して役席登用を行う。
- ・ 定期的に女性職員を育成に関する派遣研修に参加させる。

目 標 2

年次有給休暇の『5日間取得推進』を図る。
平成26年度取得率74%を5年間で5%アップさせる。

〈対策〉

- ・ 通達等で周知を図る。
- ・ 人事部の臨店面談で取得を指導する。